

令和8年度 酸素供給装置 10L（山陽電子工業製）賃貸借 仕様書

1 品名・数量（ただし、数量は概算数量であり、これを保証するものではない。）

(1)	医療用酸素濃縮器（山陽電子工業製）	3組
	Dr. 酸素 10L-II	
(2)	携帯用酸素ボンベセット	3組
(3)	呼吸同調装置	3組
	※ 酸素濃縮器には付属品（空気入れフィルター1個、延長チューブ適正量、鼻カニューラ1個、オープンフェイスマスクもしくはフルフェイスマスク1個、バブラー1個、加湿器1個）を標準装備とし、数量は無制限、無償で交換すること（加湿器使用時の精製水については設置時1個のみ付属） ※ 全国において旅行等に伴う酸素濃縮器、ボンベの設置及び配送を無償にて実施すること（主治医の承認がある場合）	

2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 用途

呼吸不全の患者に対し、在宅酸素療法を実施するため使用される酸素供給装置を借用するもの。

4 保守管理体制

- (1) 愛知県内の事業所に人員を配備し、機器の保守管理及び緊急時に専門の人員を派遣できる体制をとること。
- (2) 日本呼吸器疾患患者団体連合会が求める HOT 事業者像に適合すること。
- (3) 無料の外泊サービス及び無料での機器の配送をしていること。

5 動産保険

- (1) 本装置に対し、賃貸人の負担で賃貸人を被保険者とする動産総合保険を付すること。
- (2) 賃借人又は使用患者の故意または過失により、本装置が破損した場合、それにより賃貸人の損害が前項に定める動産総合保険で補填される限りにおいて、賃借人又は使用患者は、賃貸人に対してはその責を負わないものとする。

6 定期保守点検

- (1) 定期保守点検は、当該装置の定期保守点検標準作業書により、少なくとも本体は6か月に1度、酸素ボンベは3か月に一度実施すること。また、点検の結果、不良な状態を認めた場合は、正常な状態に戻すため、調整、清掃、修理、部品交換等を行うこと。その際、必要に応じて代替機器等を提供すること。
- (2) 前項の点検終了の都度、保守点検作業報告書を作成し、使用者の確認を受け提出し、その写しを保管すること。

7 院内導入時の報告

個々の患者において、在宅使用前の院内導入時に臨床工学技術科への報告を行い、医療機器の安全使用のための情報共有に努めること。

8 賃借料の日割計算

月の中途から開始、又は月の途中で中止したときの賃借料は、当該月の暦日数に基づく日割り計算をした額とする。なお、その金額に円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。